

令和5年度新潟県立燕中等教育学校4学年研修旅行業務

委託業者選定プロポーザル実施要領

1 業務の概要

- (1) 業務名 令和5年度 新潟県立燕中等教育学校4学年研修旅行業務
- (2) 目的 本業務は、新潟県立燕中等教育学校（以下「本校」と言う。）で、令和5年度に4学年を対象に実施する研修旅行の企画、準備、添乗及び必要な事務作業等を、安全かつ円滑に行うことで、研修旅行の目的を達成すること。
- (3) 業務の内容 別紙「令和5年度新潟県立燕中等教育学校4学年研修旅行業務委託業者選定プロポーザル仕様書」のとおり
- (4) 委託期間 契約締結の日から令和7年3月31日まで

2 見積限度額

生徒1人あたり 350,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 資格要件

次に掲げる要件を全て満たす者であること

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く）であること。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始または破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 新潟県の県税の納税義務を有するものにあつては当該県税の未納がない者であること。

4 説明会

令和4年7月7日（木）の13時30分より、本校にて実施する。説明会参加を希望する場合は、7月6日（水）16時までに、団体名、参加者名、連絡先電話番号、FAX番号、e-mailアドレスを、FAXで連絡すること。（様式自由）

5 参加申込及び提案資格確認結果の通知

(1) 参加申込

別紙様式1「令和5年度新潟県立燕中等教育学校4学年研修旅行業務委託業者選定プログラム参加申込書」を提出すること。

提出期限：令和4年7月19日（火）16時 ※必着

提出先：問合せ先に同じ

提出方法：持参又は郵送

(2) 提案資格確認結果の通知

参加申込をした者全員に対し、令和4年7月22日（金）までに提案資格確認結果の通知を書面で行う。

6 実施要領の内容についての質問の受け付け及び回答

(1) 本要領の内容に関して質問がある場合は、「質問書」（様式任意）を提出すること。

提出期限：令和4年7月26日（火）16時 ※必着

提出先：問合せ先に同じ

提出方法：郵送又はFAX（電話や口頭での質問は受け付けない）

(2) 質問への回答について

回答日：令和4年7月29日（金）

回答先：上記5により申込のあった全参加者

回答方法：書面（FAX）

7 企画提案書等の作成要領

(1) 提出書類

①企画提案書

(ア) 仕様書を踏まえ、記載すること。

(イ) 提案書はA4判とし、表紙に「令和5年度新潟県立燕中等教育学校4学年研修旅行業務委託提案書」と標記し、余白に会社名を記載すること。なお、文字サイズは10ポイント以上とすること。

(ウ) 参加者は、海外研修に関する提案と、新型コロナウイルス感染症等で海外研修の実施が困難な場合の代替案を、それぞれ1つずつ提案すること。いずれも2つ以上の提案は認めない。

(エ) 提出期限以降の企画提案書の差替え又は再提出は認めない。

②旅程表（任意様式）

③見積書

(ア) 見積の総額及び内訳を別紙様式3「見積書（海外案）」、別紙様式4「見積書（国内案）」に明記し、代表者印を押印すること。

(イ) 見積書の作成においては、必要に応じて項目を追加すること。

(2) 提出期限等

提出期限：令和4年8月19日（金）16時 ※必着

提出先：問合せ先に同じ

提出方法：持参又は郵送

(3) その他

企画提案書の作成言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

8 ヒアリングの実施

提案者は、令和4年8月22日（月）14時に開催する審査委員会において、ヒアリングを実施するものとする。なお、詳細については別途通知する。

9 審査要領

(1) 審査方法

下記（2）に定める審査基準に基づき、審査委員会が、提出された提案書及びヒアリングの結果により審査し、最も優れた提案を行った者を選定する。

(2) 審査基準

項目	審査基準	配点
受託業務に対する考え方	本事業の目的を適切に理解し、受託業務に対する考え方や方針は明確か。	5
行程	交通手段の選択は妥当で、スムーズで無理のない行程か。	5
事前・事後研修	事前・事後研修のねらいは明確、かつ、内容が具体的であり、創意工夫にあふれる提案か。	5
現地研修	現地研修のねらいは明確、かつ、内容が具体的であり、創意工夫にあふれる提案か。	5
	成果が期待される内容か。	5
	添乗員、現地コーディネーター、現地旅行会社のサポート体制は十分か。	5
安全	緊急時の指示系統や連絡体制、旅行保険の内容は適切かつ十分か。	5
延期・中止の場合の対応	旅行が延期・中止になった場合、本事業の目的に適切に対応できる提案か。	5
国内研修	研修のねらいは明確、かつ、内容が具体的であり、創意工夫にあふれる提案か。また、成果が期待される内容か。	5
費用	研修内容に対して妥当な見積額か。	5
合計		50

※配点は審査委員1名あたり

10 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに文書で通知する。

11 日程

募集公示	令和4年6月30日(木)
説明会	令和4年7月7日(木) 13時30分
参加申込期限	令和4年7月19日(火) 16時
参加資格の審査・確認結果通知	令和4年7月22日(金)
質問書の提出期限	令和4年7月26日(火) 16時
提案書の提出期限	令和4年8月19日(金) 16時
ヒアリング実施	令和4年8月22日(月) 14時
審査委員会	令和4年8月22日(月) 16時
契約	令和4年9月中旬(予定)

12 契約の締結

新潟県立燕中等教育学校長は、審査委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する（契約書の作成要）。ただし、その者が地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあっては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

13 問合せ先

〒959-1201 新潟県燕市灰方 815 番地 新潟県立燕中等教育学校

担当：英語科 稲川 登美子

電話：0256-63-9596（3学年直通）

FAX：0256-66-1293

14 その他

(1) 提案書の作成、ヒアリング等に要する経費及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(2) 提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。提出された企画提案については、他社に漏洩しない。

(3) 提出された申込書、提案書等は返却しない。

(4) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、別紙様式 2 「参加申込辞退書」を提出すること。

(5) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

(ア) 本募集要項に適合しない書類を作成し、提出した者

(イ) 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

(ウ) 期限後に提案書を提出した者